

承認第 2 号

専決処分したものに付き承認を求めることについて

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 133 号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 27 号）の施行に伴う養父市税条例（平成 16 年養父市条例第 60 号）等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 6 日提出

養父市長 広 瀬 栄

専決第 4 号

養父市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 133 号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 27 号）が、令和 4 年 3 月 31 日にそれぞれ公布され、原則として令和 4 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、養父市税条例（平成 16 年養父市条例第 60 号）の一部を改正する条例を制定する必要が生じたが、施行期日が迫っており、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和 4 年 4 月 1 日

養父市長 広 瀬 栄

記

養父市条例第 号

養父市税条例の一部を改正する条例

養父市税条例（平成 16 年養父市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。
第 34 条の 7 第 1 項第 5 号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令（平成

20年政令第155号) 附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の養父市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて

養父市税条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人<u>(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)</u>に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～11 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～11 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p>

現 行	改 正 案
<p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、1回につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p>	<p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、1回につき300円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 法施則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は<u>5分の4</u>とする。</p> <p>3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p>

現 行	改 正 案
<p>12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>17・18 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>9 (略)</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受け</p>	<p>12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>16 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>17・18 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>9 (略)</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受け</p>

現 行	改 正 案
<p>ようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>11・12 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>	<p>受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>11・12 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（<u>商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>

現 行	改 正 案
2～5 (略)	2～5 (略)